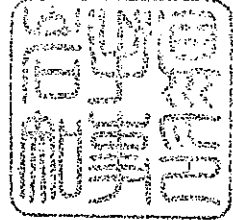


水振第 117 号
令和 3 年 4 月 23 日

岩手県内水面漁場管理委員会
会長 佐藤由也 様

岩手県知事 達増拓也



北上川本流漁業調整方針等の一部改正について（諮問）

このことについて、次の理由により改正を行いたいので、貴委員会の意見を求めます。

記

1 理由

岩手県漁業調整規則（令和 2 年 11 月 27 日規則第 66 号）の改正及び岩手県内水面漁業調整規則（昭和 47 年 11 月 28 日規則第 88 号）の廃止に伴い、北上川本流漁業調整方針等において引用している規則の名称及び条項を改正し、併せて文言の整理を行う必要がある。

農林水産部水産振興課
漁業調整担当（大内）
TEL：019-629-5806
FAX：019-629-5824



北上川本流漁業調整方針等

1. 北上川本流漁業調整方針

第1 北上川（四十四田ダム橋下流端から宮城県境までの北上川本流）の漁業調整については、この方針に定めるところによる。

第2 岩手県漁業調整規則第32条第1項各号に規定する内水面における水産動物の採捕の許可については、次のとおりとする。

(1) 投網

産卵期のうぐい、さけ等を集中的・能率的に採捕する漁法であるので、許可しないものとする。

(2) 小型定置網（たが網を含む。）

魚類の通路を固定的に長期間遮断して、集中的・能率的に魚類等を採捕し、かつ幼稚魚も採捕する漁法であるので、許可しないものとする。

ただし、かきの採捕を目的とする場合には、別に定める許可方針によるものとする。

(3) 刺し網（複合式刺し網を除く。）

別に定める許可方針によるものとする。

(4) す建て網

魚類の通路を固定的に長期間遮断して、集中的・能率的に魚類等を採捕する漁法であるので、許可しないものとする。

(5) 地びき網

魚類を集中的・能率的に採捕し漁場を荒らす漁法であるので、許可しないものとする。

(6) やな

魚類の通路を固定的に長期間遮断して、集中的・能率的に魚類を採捕する漁法であるので、許可しないものとする。

(7) がら掛け(がら掛けに擬餌を付けて用いる場合を含む。)を用いる漁法(あゆ以外の魚種を目的とする場合に限る。)

魚類を効率良く採捕する漁法であるので、許可しないものとする。

(8) ぱっくり(別名ひっかけ)を用いる漁法(あゆ以外の魚種を目的とする場合に限る。)

魚類を効率良く採捕し漁場を荒らす漁法であるので、許可しないものとする。

(附則)

- 1 この方針は、平成4年4月8日から実施する。
- 2 令和3年〇月〇日 一部改正

2. 小型定置網許可方針

- 第1 岩手県漁業調整規則（令和2年11月27日岩手県規則第66号。以下「規則」という。）第32条第1項第2号に規定する小型定置網の許可のうち、かにの採捕を目的とする許可（以下「許可」という。）は、この方針の定めるところによる。
- 第2 この許可の申請期間は、原則として7月1日から8月15日までの間とする。
- 第3 この許可の有効期間は、許可の日から同年11月30日までとする。
- 第4 この許可は、次の各号の一に該当する者が申請した場合に限り許可をする。
- 1 過去2箇年以内に、許可を受けて小型定置網による採捕の実績を有する者（以下「実績者」という。）。
 - 2 実績者と生計を一にする者又は実績者の採捕に従事者として関与した者であって、その地位を承継した者。
 - 3 その他知事が特にやむを得ない事情があると認めた者。
- 第5 同一人（共同経営の場合を含む。）に対する許可の数は一件とし、採捕区域の長さは河原に沿って1,500m以内とする。
- 第6 この許可の採捕期間は、9月1日から11月30日までとする。
- 第7 この許可には、次の条件を付して許可する。ただし、知事が必要と認める場合は、条件を追加することがある。
- 1 垣網及び魚捕は、上流に向かって開口しなければならない。
 - 2 採捕を行なう場合には、漁具の岸側の支柱上部に許可番号及び氏名を白文字で明記した標識を付けなければならない。
- 第8 許可申請書の提出部数は1部とし、次に掲げるものを添付するものとする。
- 1 採捕区域を明示した図面（1/25,000） 2部
 - 2 漁具の構造、規模を明示した図面 1部
 - 3 採捕区域が、漁業権の設定されている河川にあっては当該漁業権者の同意書、

漁業権が設定されていない河川にあっては、当該市町村長の意見書 1部

第9 許可を受けた者は、操業終了後、12月31日までに様式第1号により採捕実績を報告しなければならない。

(附則)

- 1 この方針は、平成4年4月8日から実施する。
- 2 令和3年〇月〇日 一部改正

3. 刺し網許可方針

- 第1 岩手県漁業調整規則（令和2年11月27日岩手県規則第66号。以下「規則」という。）第32条第1項第3号に規定する刺し網（複合式刺し網を除く。）の許可（以下「許可」という。）は、この方針の定めるところによる。
- 第2 この許可の申請期間は、原則として6月1日から7月15日までの間とする。
- 第3 この許可の有効期間は、許可の日から翌年の4月30日までとする。
- 第4 この許可は、次の各号の一に該当する者が申請した場合に限り許可をする。
- 1 過去2箇年以内に、許可を受けて刺し網による採捕の実績を有する者（以下「実績者」という。）。
 - 2 実績者と生計を一にする者又は実績者の採捕に従事者として関与した者であって、その地位を承継した者。
 - 3 その他知事が特にやむを得ない事情があると認めた者。
- 第5 同一人（共同経営の場合を含む。）に対する許可の数は一件とし、採捕区域の長さは河原に沿って1,500m以内とする。
- 第6 この許可の採捕期間は、7月1日から9月15日まで及び12月20日から翌年の4月30日までとする。
- 第7 この許可には、次の条件を付して許可する。ただし、知事が必要と認める場合は、条件を追加することがある。
- 1 河川流幅の2分の1以上を魚道として開けなければならない。
 - 2 2張以上の刺し網を使用して採捕を行うとき、又は他に刺し網を使用した採捕が行われているときは、網漁具の位置は、それぞれ500m以上の間隔を置かなければならない。
 - 3 使用する刺し網の総延長は30m以内、目合いは25mm以上でなければならない。
 - 4 採捕を行う場合には、漁具両端の浮子等に許可番号及び氏名を白文字で明記した標識を付さなければならない。

第8 許可申請書の提出部数は1部とし、次に掲げるものを添付するものとする。

- 1 採捕区域を明示した図面（1/25,000） 2部
- 2 漁具の構造、規模を明示した図面 1部
- 3 採捕区域が、漁業権の設定されている河川にあっては当該漁業権者の同意書、
漁業権が設定されていない河川にあっては、当該市町村長の意見書 1部

第9 許可を受けた者は、操業終了後、許可を受けた翌年の5月31日までに様式第1号により採捕実績を報告しなければならない。

（附則）

- 1 この方針は、平成4年4月8日から実施する。
- 2 令和3年〇月〇日 一部改正